

## 評議員選定委員会運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会(以下「この法人」という。)の定款第11条第4項に基づき評議員の選任及び解任に関する必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 この法人は前条の目的を達成するため、評議員選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う事を任務とする。

### (構成)

第3条 選定委員会は、定款第11条第2項に定める者で構成する。

2 選定委員会の議長は、評議員より選出された選定委員が就任する。

3 第1項の委員のうち、評議員、監事からの委員を選任するに当たっては評議員及び監事による互選とし、事務局からの委員はこの法人の事務局長の職にある者を充てる。

### (招集及び開催)

第4条 選定委員会は、評議員の選任及び解任を行うために評議員会の開催に先立ち招集し開催するものとする。

### (決議)

第5条 選定委員会の決議は、定款第11条第6項に基づき、委員の過半数の出席をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 評議員を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

### (情報提供)

第6条 理事会又は評議員会は、それぞれ選定委員会に評議員候補者を推薦することができる。

2 理事会又は評議員会は、選定委員会から要請があつた場合は、以下の情報を提供しなければならない。

(1)選出する評議員の候補者の経歴、選任理由、この法人の他の理事、監事及び評議員との関係等、候補者に関する情報

(2)解任する評議員に関する情報

### (評議員名簿及び議事録)

第7条 選定委員会は評議員名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員が議事録に記名押印し、評議員名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

### (任期)

第8条 選定委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一として再任を妨げない。

2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 選定委員会の委員は、無報酬とする。

2 選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規則は、本財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

附 則 この規則の一部改正は、2024年3月7日から施行する。